

都市大坂の御用宿と町方

—— 大番頭・大番衆を中心として ——

呉 偉 華

◆要 旨

本稿では、都市大坂において、毎年八月に交代する番衆の御用宿の実態の解明を目的とする。

近世の大坂では毎年八月になると、大坂城の守衛に当たって、江戸から守衛部隊である大番と加番が続々と大坂に到着する。先役とスムーズに交代するため、市中に屋敷を与えられていない彼らは大坂城に入るまでの数日間、町人の家に滞在し、待機しなければならない。このような番衆を対象とした御用宿は、大坂の北組と南組に属している船場と上町地域の町々によって担われていた。毎年八月の交代時期になる前に、宿割役人という先乗り役人がまず大坂に来て、宿割（宿の配分を行う）の作業を行い、市中のどの町が宿を勤めるのかを決めるのである。その中では、大番頭・加番の本陣は彼らと出入り関係を持つ大坂の有力商人が所有している家宅や掛屋敷に置かれた。そして、その家臣の下宿は本陣が置かれている町とその周辺の町々が勤める。一方、東組と西組に分けられている大番衆の宿は、近世中期から、船場三六町と上町四七町が組合町として勤めていた。すなわち、大番衆の宿は固定的な範囲に入っている町々が勤めていたのである。

この宿割の背景には、番衆の性格と役職の違いや大坂町人との関係の違いがあったと想定できる。大番頭・加番は大名あるいは大身の旗本であり、その役職に伴って、大坂の有力商人と容易にネットワークを作ることができるので、彼らと出入り関係のある有力商人に依拠して本陣とその家臣の下宿を確保したと考えられる。これに対して、大番衆を勤めたのは石高の少ない旗本であり、個別に大坂市中の有力商人とのネットワークを作ることが困難である。また、彼らは集団として存立しているため、組という単位が宿を調達する際にも考慮される必要がある。そのため、大番衆の宿を負担する町々は公儀の命令によって確保されることになったのである。

キーワード：都市大坂、御用宿、大番頭、大番衆、有力商人

(2018年8月31日論文受付, 2018年11月9日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

はじめに

近世大坂の町人は、様々な場合に武士を町方に宿泊させる御用宿を引き受けさせられた。この御用宿は、大坂の町人たちにとって大きな負担であったが、その具体的なあり方はほとんど明らかになっていない。本稿では、そのうち大坂城の守衛を担った大番組を中心にその実態を明らかにすることを課題としたい。

大坂では毎年八月になると、大坂城の守衛に当たって、江戸から守衛部隊である大番と加番が続々と大坂に到着する。先役とスムーズに交代するため、市中に屋敷を与

えられていない彼らは大坂城に入るまでの数日間、市中に滞在し、待機しなければならない¹⁾。そのため、一八世紀初頭から、毎年七月二〇日前後に大番と加番の到来を想定した町触（例触²⁾）が出されるようになった。それは「当地為御番代被登候大御番頭衆・御加番衆・大御番衆之宿致候町々、下々大勢入込有之候間、御番衆町屋逗留之内、御番衆并家来中之宿仕候所者、当月廿六日より八月十一日まで、暮合方夜中女を通すへからず、此方方も人を廻し、不審成女令往還においては可捕之間、此旨町中之者に可申聞者也」という内容である。当例触から、市中の町々はそれぞれ大番頭衆・加番衆・大番衆お

よび彼らの家中の宿を担当していたことが読み取れる。また、この触を収録した『大阪市史第三巻』の底本に「毎年七月廿日北組・南組斗江被仰出候御書出」と朱書されていた点も注目される。ここから、番衆の宿を勤める町々が三郷の北組と南組に限られていることが分かる。

ところで、まとまった史料が存在しないため、大坂における番衆の御用宿に関する研究は活発に展開されているとは言えない。管見の限り、御用宿を研究対象とした専論は見いだせないが、一般的な概説として『大阪市史第一巻』の紹介³⁾がある。また、岩城卓二氏は在坂役人のあり様を論じる中で、毎年八月に交代する大番頭・大番衆・加番の宿にも言及している⁴⁾。先行研究において言及されている内容をまとめると以下ようになる。

- (1) 毎年八月に交代する大番頭・加番以下組々上下の人数は交代の便宜上、毎年上町から船場周辺の町家を徴発して御用宿とする。上町と船場の位置は図1の通りである。
- (2) 大番頭・加番が入城するまでの宿は本陣といい、家臣の宿は下宿という。南組のうち上町辺りの町々が大番頭・加番の宿を勤めることが多かった。また、本陣と下宿の調達は彼らと出入り関係にある大坂市中の様々な有力商人を通じて行われた。

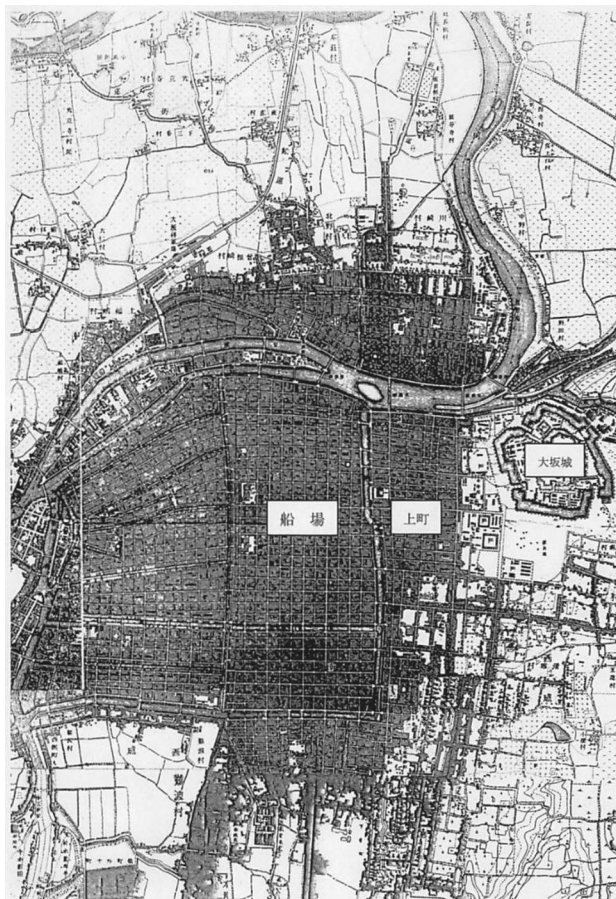


図1 船場と上町の地理関係

典拠：『大阪都市地図』（柏書房、一九九五年）より作成。

作成に使用した明治一八（一八八五）年・一九年の二万五千分の一の地形図は次の四図である。
大阪東北部・大阪東南部・大阪西北部・大阪西南部

(3) 一方、大番衆一〇〇軒の宿については、上町地域の特定の四七町によって担われていた。

先行研究では、番衆の御用宿について、それを担当する町々のおおよその範囲とそれぞれの性格が押さえられたが、具体的実態は不明である。さらに、上町の四七町が毎年大番衆一〇〇軒の宿を勤めるというのは、後述するように明らかな誤りである。したがって、まず御用宿を勤める町々の範囲やその担い手の内実を明らかにする必要がある。また、先行研究における大番頭・加番と大坂市中の有力商人との関係への指摘は御用宿の調達を理解するうえで興味深い論点である。番衆の宿の実態を明らかにすることは、在坂の武士集団の在り方の解明にもつながる⁵⁾が、本稿で注目するのは御用宿をめぐって形成された町方を含む社会関係である。

以下、第一節では、大坂の番衆のあり様を概観し、第二節と第三節では大番衆・大番頭預けの与力・同心、大番頭と加番と彼らの家臣の御用宿の実態を明らかにし、それをめぐる社会諸関係を検討する。史料上の制約があるため、本稿は主に近世中後期の状況について検討を行う。

第一節 大坂の八月交代の番衆について

近世の在坂役人は、江戸から赴任し、一定期間で交代する役人と与力・同心などの付属役人である地付役人に大別できる。注意したいのは、大番頭預けの与力・同心は大坂に定住する地付役人ではないことである。また、交代役の中では、任期が決められておらず、数年にわたって大坂に滞在する城代・定番・町奉行・船手・破損奉行・弓奉行・鉄砲奉行・具足奉行・金奉行・蔵奉行などがある。これに対して、一年で交代するのが大番（大番頭・大番衆）・加番である⁶⁾。また、大番・加番は大坂城外に役屋敷を持っておらず、城内小屋に居住するのが共通点である。

表1は、大坂城の守衛に当たって、毎年八月に交代する大番と加番の構成と交代時期を示したものである。大番は幕府直轄軍の中核であり、一二組からなる。各組は大番頭一人・組頭四人・番士五〇人によって構成され、二組ずつが一年交代で大坂城と二条城の警護にあたる。表1からまず確認できるのは、大坂城の守衛に当たる大番は東組と西組に分かれており、大番頭預けとして、大番頭一人につき、与力一〇騎・同心二〇人の付属役人が確認できることである。注意したいのは、大番頭を勤めたのは大身の旗本あるいは一万石クラスの大名であるが、大番衆を勤めたのは石高がはるかに少ない小身の旗本だという点である⁷⁾。また、組内には、大番頭一組頭一大番士という役職の序列も存在している。さらに、東組と

表1 近世後期の都市大坂における毎年8月に交代する番衆と交代時期

職分	構成	身分	交代時期
大番	東大番頭 (1人)	大名或大身の旗本	8月5日に大坂に到着 8月7日朝に玉造口より交代
	西大番頭 (1人)	"	8月10日に大坂に到着 8月12日朝に追手口より交代
	東組頭 (4騎) + 東大番士 (50人)	小身の旗本	8月8日、9日に追手口より交代
	西組頭 (4騎) + 西大番士 (50人)	"	8月10日、11日に追手口より交代
大番頭預けの付属役人	東・西の組ごとに与力 (10騎)、同心 (20人)	—	それぞれの大番頭と同日交代
加番	山里加番・青屋口加番・中小屋加番・雁木坂加番 (合計4人)	大名	山里加番：8月3日に京橋口より交代 青屋口加番：8月4日に追手口より交代 中小屋加番：8月5日に玉造口より交代 雁木坂加番：8月6日に玉造口より交代

※組頭4騎の身分について、詳細は分からないが、寛文四（一六六四）年の知行高は七〇〇石前後であったので、大番士はそれ以下の石高の旗本だと考えられる。

※大番の交代時期について、参考となる「大坂御城交代銘旧記」に作成年次の記載はないが、谷田部藩主細川家が天保年間に大番頭を勤めたことから、近世後期のものと考えられる。また、加番の交代時期について、参考となる「御番頭・御加番交代一件」は寛政元（一七八九）年八月のものである。

典拠：『大阪市史 第一巻』。岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会—大御番頭・大御番衆・加番を中心に—」（大阪教育大学『歴史研究』三九，2002年，のち同著『近世畿内・近国支配の構造』柏書房，2006年所収）。藤井謙治『江戸時代の官僚制』青木書店，1991年。常陸谷田部細川家文書「大坂御城交代銘旧記」（『新修大阪市史 第六巻史料編』六〇頁）。寺島本「御番頭・御加番交代一件」下（大阪市立中央図書館所蔵）。

西組の大番頭の着坂と交代は同時ではなく、前後引き続く形で行われた点にも注意しておきたい。一方、大番に加勢するのは加番で、東大番頭に付属するのは山里（一加番）・青屋口（三加番）、西大番頭に付属するのは中小屋（二加番）・雁木坂（四加番）である。加番は合計四人で、一万～三万石程度の大名が任じられるのが通例である。

次に、近世中後期の大阪で毎年8月に交代する番衆の人数（家臣・武家奉公人を含む）を史料から確認する⁸⁾。

まず大番士について、表2で検討する。表2は嘉永二（一八四九）年～元治元（一八六四）年に大坂の北船場に位置する道修町三丁目の町人が勤めた大番士の宿を整理したものである。ここからは、大番士は大体三人～五人の召し連れ人と一緒に町内に泊まることが分かる。また、天保三（一八三二）年、同町に泊まった大番士小宮山金次郎上下六人の場合は、「御本人・御用人一人・御侍一人・御槍持一人・御仲間衆二人」⁹⁾とあり、その人数の内訳が分かる。ここから、大番士の召し連れ人の半数以上は武家奉公人であることが分かる。これらの事例から、大番士とその召し連れ人の数が平均五人と想定すると、東・西両組で大番士が一〇〇人いるため、合計五〇〇人になる。組頭の場合は、大番士の場合より多少多

表2 嘉永2（1849）年～元治1（1864）年道修町三丁目勤めた大番士の宿の状況

町人名前	宿泊期間	大番頭・番士
近江屋新兵衛	嘉永2.8.7～12	大番頭大岡紀伊守様御組森七郎兵衛上下6人
吉川屋吉之助代判藤兵衛	嘉永2.8.7～12	大番頭大岡紀伊守様御組石巻庄兵衛上下5人
近江屋忠右衛門	嘉永3.8.12～16	大番頭土岐丹波守様御組長井保次郎上下4人
井筒屋口重郎代判丹波屋与兵衛	嘉永5.8.9～13	大番頭加納備中守様御組岡部六三郎上下6人
小西季助	嘉永5.8.9～13	大番頭加納備中守様御組森川満吉上下5人
大和屋清兵衛	嘉永6.8.5～8	大番頭近藤石見守様御組小笠原恒太郎上下4人
大和屋吉兵衛	嘉永7.8.6～9	大番頭室賀栄作守様御組武藤清右衛門上下8人
大和屋伊兵衛	安政3.8.7～10	大番頭松平伊豫守様御組松平源十郎上下6人
近江屋しと代判仁兵衛	安政3.8.7～10	大番頭松平伊豫守様御組本間四郎左衛門上下5人
近江屋長兵衛	安政4.8	大番頭林肥後守様御組松平邦之助
福嶋屋伊右衛門	安政5.8.15～19	大番頭近藤遠江守様御組木曾金之丞上下4人
大和屋重兵衛	文久3.8.6～10	大番頭大岡越前守様御組竹本繁右衛門上下4人
近江屋五郎兵衛	元治1.8.6～9	大番頭高木水正様御組小笠原内蔵之進上下4人

※嘉永2年～元治1年、御用宿を勤めた町人だけをまとめたもの。
※安政4（1857）年8月の近江屋長兵衛について、泊まる人数と宿泊期間が不明。

典拠：「嘉永元戊申年八月改之 御番衆御宿順番帳 道修町三丁目」（道修町三丁目文書 No328-292-204）

くなるのであろうが、最低でも五人以上と考えると、両組に組頭八人がいるため、合計四〇人以上になろう。

大番頭については、史料の制約が大きく、具体的な数を想定することが難しいため、一万～二万石の大名が勤める加番について見ていきたい。表3は、青屋口加番の

表3 青屋口加番を前任者と交代する時の小堀家と米倉家の来坂人数

明和5（1768）年7月24日	近江小室藩小堀家	
	家臣の人数：36人	備考：足軽、小者、御手廻り、大和足軽、大和中間の武家奉公人の数=86人
文久3（1863）年7月	武蔵金沢藩米倉家	
	家臣の人数：32人	備考：武家奉公人の数=32人、そのほか、馬2疋、武器宿、立候場がある

※ここでは家臣の名前と下宿を勤めた町人の名前を省略した。

※小堀家は明和7年に大番頭も勤めた（岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会—大御番頭・大御番衆・加番を中心に—」（大阪教育大学『歴史研究』三九，2002年，のち同著『近世畿内・近国支配の構造』柏書房，2006年所収）。

典拠：新川家文書「子七月廿四日 明和五戊子八月大坂御加番ニ付御出坂之御 下宿扣」（『新修大阪市史 第六巻史料編』五八九～五九〇頁）、荻原家文書「文久三癸亥年七月 御旅館町所名前留帳 御先用荻原唯右衛門」（『新修大阪市史 第六巻史料編』五九〇～五九二頁）。

交代にあたって、小堀家と米倉家が来坂する際に連れてきた家臣と武家奉公人の数を示したものである。時期や藩の違いにより、来坂人数はだいぶ差があるが、家臣と武家奉公人を一緒に連れてくるのが特徴であろう。武家奉公人を除いて家臣だけの数を見ると、小堀家は三六人、米倉家は三二人である。仮に家臣の数を三〇人とすると、加番は四人であることから、加番本人を含めて合計一二四人の武士が大坂にいたと思われるのである。石高が同じクラスの大番頭は、二人で合計六二人と想定できる。また、それに付属の与力と同心が二組で合計六〇人いた(表1)。大番頭と加番の武家奉公人の数はそれぞれ異なるが、少なくとも毎年数百人の武家奉公人が大坂まで随伴させられたと想定できる。したがって、毎年八月に、千人を大きく超える規模の武士集団(武家奉公人を含む)が町方に宿泊したことになると考えられる。

では、このような毎年の大規模な武士集団の来坂に対して、大坂市中では、どの地域が宿を提供するのか、次節で検討する。

第二節 大番衆・大番頭預けの与力・同心の御用宿の担い手について

ここでは、第一節で見てきた一年で交代する大番・加番の構成に即して、それぞれの宿を担当する地域とその勤め方を具体的に明らかにする。

(1) 大番衆の御用宿

毎年、大坂市中では、大坂城の守衛に当たる二組の大番衆旗本一〇八人の宿を手当する必要がある。この点に留意しながら、次の史料の内容を確認する。

これまで大番衆の宿はすべて上町地域の町々が勤めてきたとされているが、船場の地域でも多くの町々が大番衆の宿を勤めていた。道修町三丁目は宝暦七(一七五七)年から毎年大番衆の宿を勤めるようになったが、その経緯を記した帳面¹⁰⁾が道修町三丁目文書の中に残されている。それを通して、道修町三丁目のほか、大番衆の宿を担った実際の町々を確認する。

【史料1】¹¹⁾

覚

一、御番衆様御宿先年⁵相勤来候町々

高麗橋 ¹ 町	同	式	丁目
同	三	丁目	北 浜 ² 町
北 浜 ³ 町	同	今	橋 ⁴ 町
今 橋 ⁵ 町	同	上	人 ⁶ 町
四 軒 ⁷ 町	同	大	豆 ⁸ 葉 ⁹ 町
尼崎 ¹⁰ 町	同	式	丁目
本 鞠 ¹¹ 町	同	本	天 ¹² 満 ¹³ 町

伏 見 町	道修町 ¹⁴ 町	同	式	丁目
道修町 ¹⁵ 町	平野町 ¹⁶ 町	同	式	丁目
平野町 ¹⁷ 町	〆	拾	九	町

右拾九町ニ而相勤来候處、宝暦七年丑七月廿四日西御奉行櫻井丹後守様え被召出於 御前被 仰渡候は、此度 御城代様え御窺之上、左之町々え増宿被仰付候間、是迄御宿勤来候町々と申合可相勤旨被為 仰渡候、則町々左之通

淡路町 ¹⁸ 町	同	式	丁目	
瓦 町 ¹⁹ 町	同	式	丁目	
百 貫 町	同	備	後 ²⁰ 町	
備後町 ²¹ 町	同	三	丁目	
同	四	丁目	安土町 ²² 町	
安土町 ²³ 町	同	上	魚 ²⁴ 屋 ²⁵ 町	
本 町 ²⁶ 町	同	式	丁目	
同	三	丁目	呉 服 町	
道修町 ²⁷ 三丁目	〆	十	七	町

右之通、御増宿被仰付御請書差上候事

以前から、船場地域に所在する高麗橋一丁目から平野町二丁目までの一九町が大番衆の宿を勤めてきていたが、宝暦七年に大坂城代にうかがった上で、西町奉行櫻井丹後守から淡路町一丁目など同地域の一七町が新たに増宿

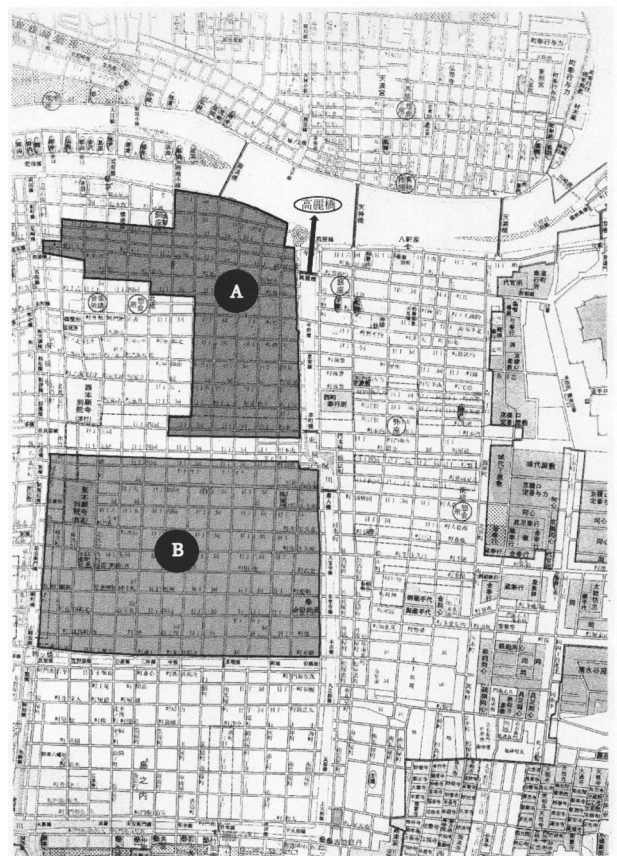


図2 大番衆と大番頭預けの与力・同心の御用宿を勤める町々の範囲
 典拠：『新修大阪市史 歴史地図』図5天保期の大坂三郷より作成。

として命じられたのである。前者の一九町がいつから宿を勤めていたかについては不明であるが、以後幕末までこれら三六町は組合町を形成して固定的に大番衆の宿を勤めることとなった。道修町三丁目は新たに増宿として命じられた町々の中に含まれている。図2のAの部分は三六町の範囲を示したものである。三六町は船場の北部に位置し、その大半は北組の町々であったが、本町筋の三町（本町一丁目～三丁目）は、南組に属していたことに注意しておきたい。

次に、三六町内部の構成について、史料2と史料3の内容に即しながら見ていく。

【史料2】¹²⁾

覚

一、御番衆御宿割并御案内方之儀ニ付、高麗橋老丁目・同式丁目・同三丁目・嶋町老丁目・同式丁目・内両替町方右御宿御案内等年々差支、其上諸入用も外町々方格別相掛候ニ付、此度御免之儀右六町方願上候處、追々御調之上相違も無之候故、以来ハ右御宿相勤候町々ニ而順番ニ相勤、物入等も同様ニ相心得候様当十一日被仰渡奉畏候、乍然右御宿割順番ニ相勤候儀は、先年方右六町相勤来候儀、外町々ハ不案内ニも御座候故、万一間違等も有之候而は奉恐入候ニ付、何卒御宿割御役人方御宿之儀ハ是迄之通右六町之内者相勤、丁代之儀は順番ニ三人宛差出、右諸入用之儀も元三貫目之内、上町ニ而五百目、船場ニ而五百目、為余内差出可申間、右之通被仰付被下度願上候處、則被仰上、此度右之通被仰渡候

一、右御宿割御役人方御宿順番之儀被成御免、是迄之通六町之内ニ而仕、御宿割御案内等之儀ハ是迄相勤候六町之内、船場ニ而丁代老人、上町ニ而老人被出、外町丁代は上町ニ而兩人、船場ニ而兩人宛差出、以来年々順番ニ申合御宿割御案内等相勤可申候、且又右出銀之義上町・船場ニ而元銀高三貫目之處、是迄御宿相勤候六町之内方毎年壹貫五百目差出、残銀壹貫五百目を上町・船場御宿相勤候町々方余内遣候様可致候、以来右之通相互ニ申合御宿差支無共相勤候様被仰渡奉畏候
天明式寅年七月

上町船場町々 年寄連印

【史料3】¹³⁾

乍恐口上

高麗橋老丁目
同 式丁目
同 三丁目
年寄共
并丁代共

一、私共三町之儀は、往古方例年八月大御番衆様御宿割之御宿仕并惣御相組御宿支配三町丁代共え被為仰付、是迄相勤来罷在候、然ル處、先月十六日夜出火之節、

三町共不殘類焼仕候、尤老丁目丁内ニ而ハ、少々残り候ヶ所も有之候得共、借屋又ハ商ひ店多、住宅町人之處も大略破損仕、右御時節之宿難相勤御座候御事

一、前書申上候通、三町之儀は数年来御宿割様引請、殊更御逗留日数も相勤候ニ付、臨時物入も相嵩、年々難渋仕候ニ付、拾壹ヶ年以前天明二寅年惣御宿町三十六町へ御宿割様御宿并支配共順番ニ相勤候様仕度段御願申上候處、御糺之上、年来相勤候勤功を以、外町え相廻し候義ハ御聞届無之候得共、入用銀半通りハ残三十三町方例年私共三町え余内銀仕候様被為仰付候、且又御宿支配之義も先年方仕来り之儀ニ付、御免ハ無之候得共、是又融通之姿を以三町丁代共年々当番町老人ハ相勤、残二人ハ休番致、是以三拾三町之内方順番を以式人ツ、当番町老人へ差添、御宿支配勤候様被為仰付難有奉存候御事

右之通御宿割様支配町今年御宿差支、且又右之外御組頭様御宿町并御相組御宿町も類焼仕候得共、是等ハ御宿割様御着之上御宿御極被為遊候御義ニ御坐候、然ル處御宿割御宿ハ例年前以御両方御宿極置候様丁代共え当月下旬又ハ七月上旬ニハ、江戸表方御状被下被為仰付候ニ付、前広御着手当仕候義ニ御座候、当年ハ右之仕合ニ而手当御宿私共丁内ニ一向御宿無御座候ニ付、無據前以御願奉申上候義ニ御座候、何卒今年之儀ハ前ニ申上候当年当番之差添両町へ御宿割様御宿相勤候様被為仰付被下候ハ、難有奉存候、勿論御宿支配之義も右丁内会所ニ而支配仕候得ハ、差支候義も無御座候様乍恐奉存候、尤仕来候諸出物等ハ私共町内方持参仕、是迄之通無滞相勤申度乍恐此段奉願上候、御聞届被為成下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上

寛政四年子六月十一日

高麗橋老丁目 丁代退役仕不極候
同 式丁目 丁代 善兵衛
同 三丁目 丁代 与次兵衛

高麗橋老丁目 年寄 尼崎屋平助
同 式丁目
同 三丁目 年寄 苧屋半兵衛

御奉行様

史料2は天明二（一七八二）年七月に、大番衆の宿割などの勤め方に関して、町奉行所の指示を受けて、大番衆の宿を勤める上町と船場地域の町々の年寄たちが連印で提出した請書の写しである。史料3は、寛政四（一七九二）年六月一日に高麗橋筋の三町（高麗橋一丁目～三丁目）の年寄と町代が連名で町奉行に願ひ出た口上書の下書である。

これらの史料からは八月上旬に大番衆が来坂する前に、宿割（宿の配分を行うこと）が行われており、宿割をす

る役人の宿を勤め、また支配(=配分)を担当した支配町が存在したことが分かる。支配町は、船場に位置する高麗橋一丁目～三丁目(高麗橋筋三町)と上町にある嶋町一丁目～二丁目・内両替町(嶋町筋三町)が務め、従来から順番に毎年八月の大番衆の宿割役人の宿を引き受け、大番衆の宿の案内を行っていた。後述するように、この六町は宿割支配町と呼ばれた。それとともに、六町の町代も以前から順番に宿支配を勤めていた。船場地域では三六町の組合町が形成されていたことと合わせて考えると、高麗橋筋三町は船場三六町の宿割支配を勤めていたと考えられる。一方、嶋町筋三町は上町にある組合町の宿割支配を勤めていたのである。この点については、後で詳しく述べる。

次に、宿の調達に当たる宿割役人について確認しよう。史料3によると、船場三六町の場合は宿割役人(「宿割様」「御両方」)の宿を決めておくように命じる書状が、毎年六月下旬か七月上旬に江戸から高麗橋筋三町の町代まで下されるとある。つまり、幕府の役人である宿割役人は二人であり、彼らは毎年の交代時期より早めに大坂へ来て、宿割支配町に泊まって、各組の組頭と番士の宿の手配を行ったのである。この宿割役人を勤めたのはおそらく大番士自身であろう。また、船場三六町に対する宿割役人は二人だったことから、上町にも同様に二人の役人がいたと想定されよう。

さらに、天明二年以降に宿割支配の方式に変更が加えられた。それ以前は高麗橋筋三町と嶋町筋三町がそれぞれの地域の宿割支配をすべて担当していたが、天明二年に六町は宿割役人の宿泊や案内を勤める負担が大きいことを理由に、宿割役人の宿や宿割支配の仕事を組合町々が順番で勤めるようにしてほしいと、町奉行所へ出願したのである。これに対して、宿割役人の宿は従来通りとするが、入用の半分はほかの町々が負担すること、また、宿割の案内などは、六町の町代のうち、上町と船場でそれぞれ一人ずつ当番で勤め、ほかの組合町々の町代が順番で二人ずつ当番町代として仕事を分担することが指示されている。つまり、毎年の大番衆の御用宿の負担システムは、天明二年までは宿割役人(大番士自身)→宿割支配町(町代三人)→宿割支配町を除いた組合町の構成員という構図だったが、それ以降は宿割役人(大番士自身)→宿割支配町当番町(町代一人)+差添町(町代二人)→宿割支配町を除いた組合町の構成員という構図になったのである。

以上、大番衆の御用宿について、それを勤める組合町の内部構造について見てきた。特に船場地域の町々は宝暦七年から幕末まで三六町組合という形で大番衆の宿を勤めていた。上町地域の様子について検討する史料は乏しいが、次の史料4から概要を整理しておく。

【史料4】¹⁴⁾

乍恐書付を以奉願上候

上町分御宿御傍示町四拾四丁惣代
右御宿割支配町嶋町筋三町差添

町年寄

一、大御番衆様例年八月御交代之砌、御宿之儀は、舟場上町御傍示町々之内ニ而、先年^カ御宿相勤罷在候ニ付而は、毎年二月^カ御宿可相勤^ケ所五拾軒ツ、手当仕、去ル申年迄は無滞御宿相勤来候處、四ヶ年以前、酉年二月放火之砌、上町之分御宿町々不残及類焼、其後建家難出来候ニ付、同年^カ先ツ亥年迄ハ奉願上、南北両郷ニ而助宿被仰付、無滞御宿相濟候段、御宿丁々丁人共一同御宿相勤候様被仰付奉畏候、然ル處上町之儀は、場末之儀ニ付、右大火後御宿町々之内ニハ凡表通り建揃候場所も中ニは御座候得共、重ニ借屋建ニ而、御宿相勤候建家無数候處、是悲当年は上町ニ而是迄之通相勤可申心底ニ而御宿可相勤^ケ所相調候處、御傍示町四拾七町之内ニ而、^ケ成ニ御宿相勤候家宅漸式十軒斗出来、其余御宿相勤候建家無御座、右ニ付是迄之振合を存候而は、御交代御止宿成丈ヶ手近くニ而、兎角御相組放レ不申様宿打可申様、毎々御沙汰ニ御座候、左候節は上町ニ而纒式十軒出来、其余不足之分、外方角え助宿御願奉申上候而は、無余儀御相組御宿相隔り候様相成、御都合悪敷、御察当も御座候哉と甚心配仕候、尤其節ニ至り、場所替等被仰出候而は、中々混雜ニ而、容易ニ手当無之場所えは打替等も六ヶ敷、勿論只今^カ□場所ニ御宿取究候儀も相成申間敷哉と当惑仕候、最早追々日数相迫り、御交代之時節ニ向ひ、御宿御差支御座候而は恐多奉存候ニ付、始末被為聞召分、今壹ヶ年限り外方角助宿御願奉申上候様御宿丁々丁人共一同申之候ニ付、不得止事、乍恐私共為惣代と奉願上候、何卒格別之御憐愍を以当年之儀者、外方江助宿被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

天保十一子年五月廿一日

嶋町壱丁目年寄	白銀屋太郎兵衛
同 式丁目年寄	長崎屋源右衛門
^(内) 同両替町年寄	嶋屋藤兵衛
京橋五丁目年寄	大文字屋三右衛門
同六丁目年寄	灘屋利兵衛

御奉行様

この史料は、天保一一(一八四〇)年五月二一日に大番衆の宿を勤める上町地域の四四町の代表となる二町とその宿割支配町である嶋町筋三町の年寄が連名で町奉行宛てに出した願書の写しである。天保八(一八三七)年二月、大塩平八郎の乱により、上町の大番衆の宿を勤める町々が残らず類焼におよび、すぐには建家の再建が難しいため、天保一〇年まで南組と北組の町々による助宿

を出願し、認められた。しかし、天保一年の現在になっても、上町の「御傍示町四拾七町」の中には、宿を勤めることが可能な家宅は二〇軒しかない状況であった。そのため、もう一年だけ、ほかの地域の町々による助宿を命じてくださるように、上町地域の町々は願ひ出ているのである。

ここでは、船場三六町の存在と史料3から明らかにした三六町の仕組みを踏まえて、史料4の注目点をまとめてみたい。

第一に、大番衆の宿を勤めるのは船場と上町の町々であり、これらの町々は傍示町と呼ばれている。その傍示町は、船場は先に見たように三六町であるが、上町の場合は四七町であったことが分かる。また、嶋町筋三町（嶋町一丁目・二丁目・内両替町）は上町四七町の宿割支配町として機能していた。

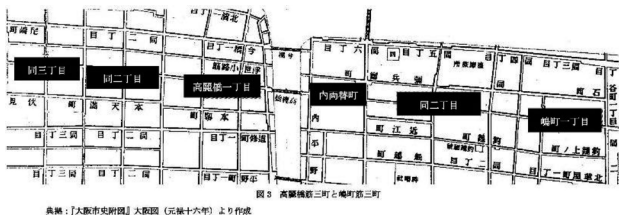


図3 高麗橋筋三町と嶋町筋三町
典拠：『大坂市史附録』大坂図（元禄十六年）より作成

図3に示したように、嶋町筋と高麗橋筋は高麗橋を挟んで両側に展開する町々である。さらに、宿割支配町は毎年二月から宿の手配を始めるとされている。史料3には、宿割支配町は宿割役人の指示に従って宿を手当するとされていたが、実際には宿割役人が大坂に到着する以前の毎年二月からすでに宿の手配の下準備を始めていたのであろう。つまり、大番衆の宿を調達する準備は八月の交代より半年も前からすでに動き始めていたと考えられるのである¹⁵⁾。

第二に、大番衆の宿は「御相組放レ不申様」とされている点である。これは東西の大番組のそれぞれの番衆ができるだけまとまって宿泊できるようにということであり、ここに上町と船場に傍示町が固定することになった根拠があるのであろう。

第三に、史料3と史料4は作成時期が異なるが、宿を勤めることが困難となる共通の理由が窺える。両者はともに、町人の家宅が類焼に及び、宿に供する家宅が足りないということに言及している。また、「少々残り候ヶ所も有之候得共、借屋又ハ商ひ店多く」・「凡表通り建揃候場所中ニは御座候得共、重ニ借屋建ニ而」とあるように、借屋や商店が多いところは宿として利用できないという点は興味深い。すなわち、大番衆の宿を勤めるのは町人であり、その家宅に宿として提供可能なスペースが必要なのである。これは裏を返せば、町人の居宅に宿泊させるのが基本であることを示している。

以上、毎年八月に交代する大番衆の宿について、それ

を担当する地域とそのシステムを検討した。大坂城の守衛にあたる大番衆の東組と西組の宿は毎年、それぞれ船場三六町と上町四七町が用意していた。それぞれの組合町の中に宿割支配町が存在し、宿割役人の宿を提供するだけではなく、その指示に従って宿支配の仕事を担当していた。また、その支配の実務を行うのは町人たちに雇用された町代であり、その職務を行う場所は町会所である。船場三六町は宝暦七年に増宿を命じられたことで形成されたので、上町四七町も段階を追って形成された可能性が大きいと考えられるが、詳細は不明である。なお、組合町内部での個々の町の勤め方については、ここでは触れず別稿において検討することとしたい。

(2) 大番頭預けの与力・同心の御用宿

次に、大番頭預けの与力・同心の御用宿のあり様を見ていきたい。

史料5は天保九（一八三八）年六月二日に、山田屋六右衛門（代新七郎）と同居住町月の月行司が町奉行宛てに出した口上書の写しである。

【史料5】¹⁶⁾

与力・同心町宿之儀ニ付山田屋六右衛門奉行所江願出候書面之写

乍恐口上

一、大御番頭様御預御与力様并御同心様御米舂入并諸色御用相勤来候所、御宿割御与力様は毎年八月御交代御手当之儀被仰付候而、往古は唐物町通は長堀迄、^(横堀カ)東堀は西横堀迄之内ニ而御宿手当仕候所、当戌年俄は御番衆様方御宿被仰付候趣ニ而、右御与力様并御同心様方之御宿断申立候ニ付、甚難渋当惑仕候、依之右場所之内差支候ハ、外場所ニ而相勤候様場所替被為仰付被下度乍恐奉願上候、何卒御下知被為成下候ハ、難有奉存候、以上

天保九戌年六月十二日

山田屋六右衛門

代 新七郎

月行司

御奉行様

史料5の冒頭から分かるように、差出人の山田屋六右衛門は以前から大番頭預けの与力・同心らの米舂やその他の御用に携わってきた。このような役割を担っていたことから、宿割役人である与力から毎年八月に交代する与力・同心の宿の手当を命じられたとある。山田屋は以前からのやり方に従って、唐物町通りから長堀まで、東横堀から西横堀までの範囲内の町々で宿の準備をしてきたとしている。しかし、史料4にあったように、この年の大塩の乱による類焼のため、傍示町による番衆の宿の勤めが困難となり、ほかの町々に助宿が命じられたため、

これらの町にも負担がおよび、与力・同心らの宿を断ったのである。そのため、山田屋はこれらの町々に支障があるならば、ほかの場所で勤めるように命じてほしいと願い出たのである。

この史料について、まず注目すべきは、大番頭預けの与力・同心の宿の調達を担ったのは、その俸禄米や諸色御用に携わる御用達を勤める有力商人だということである。また、与力・同心の宿の調達に関しても、それを差配する宿割役人が存在し、それを勤めるのは大番頭預けの与力であった。つまり、御用達の山田屋六右衛門が宿割役人である与力の指示に従い、毎年、与力・同心らの宿を調達したのである。これは、前述した大番衆の宿を勤める船場・上町の組合町の仕組みに似ているが、この場合、宿割支配町（町代）ではなく、御用達商人が介在している点が特徴的である。

また、与力・同心らの宿を勤める町々の範囲を図2のBで示したが、これらの町々は南組に属し、大番衆の御用宿を勤める船場三六町のすぐ南側に位置している。

第三節 大番頭とその家臣の御用宿の担い手について

前節では、大番衆と大番頭預けの与力・同心らの御用宿の担い手について整理した。この節では、大名あるいは大身の旗本クラスが勤める大番頭とその家臣たちの御用宿のあり方を見ていきたい。

天保八（一八三七）年に起こった大塩平八郎の乱によって、多くの町人の家宅が焼失し、大番衆や大番頭預けの与力・同心の宿勤めに大きな支障が生じていたが、同時に、大番頭の家臣の下宿の手当に関わる史料（史料6・史料7）も確認できる。

【史料6】¹⁷⁾

乍恐以書付奉願上候

一、大御番頭様例年八月御家中様方御下宿之儀は、先年方御本陣近辺町々之内え被仰付候、尤も私儀御用場奉勤仕候ニ付、毎年夏中ニ右町々え御宿ニ可相成段廻文を以通達仕置、御先用様御着坂之上御供ニ差添、御下宿割仕来申候、然ル処、右御下宿ニ相成候町々町人共、一同難渋之趣申立、昨西八月御下宿之儀相断申候ニ付、其節私方段々及示談候得共、先規方仕来通會得不仕、既ニ御先用様方西町 御奉行様江御達相成、尚又上本町三丁目町代之者え御引合被成候処、昨年之儀は差掛り候事ニ付、是迄通相勤申候段御請仕、御下宿割被成候得共、誠 太守様御本陣え御着座被遊候迄、御下宿割出来不相成、御不都合之段於私重々奉恐入候、右ニ付当八月御下宿之儀、前書之通相成候而は御差支可相成奉存上候ニ付、当春以来御本陣上本町三丁目会所え

追々及掛合、当五月中茂廻文を以相談仕候処、何とも沙汰不仕候ニ付、同町年寄大坂屋伊兵衛方え度々罷出及示談候処、御本陣町共都合十三町年寄連印書付を以私込相断申候儀ニ御座候、其後右町々年寄共え面会仕候得共、押而相断申当惑仕候、御用場奉勤仕候儀、何様懸合候而も承知為致可申候、何分前段之次第、此上者下ニ而可仕様無御座候ニ付、乍恐此段書付を以奉申上候、何卒格別之御賢慮を以御下宿相勤候様御取斗之程偏ニ奉願上候、以上

天保九戌年七月廿五日

御用場天満屋弥左衛門

松平但馬守様御内櫛原新右衛門様

武田庄蔵様

この史料は天保九年七月二五日、毎年大番頭の「御用場」を勤めている天満屋弥左衛門が次の大番頭である松平但馬守の家臣櫛原新右衛門と武田正蔵宛てに出した願書の写しである。冒頭部分からは、毎年八月に交代する大番頭の家の中の下宿は以前から大番頭の本陣周辺の町々が勤めていたことが分かる。天満屋弥左衛門は大番頭の用場¹⁸⁾を勤めていたので、これまで毎年夏に、本陣周辺の町々に宿の提供について廻文を廻し、「御先用様」（先に大坂にやってくる先乗り役人）が到着したら、それを補助して、下宿割を行ってきたとしている。注目したいのは、大番頭の家臣の下宿は本陣周辺の町々が勤めるという点である。大番衆とは異なり、多くの家臣を引き連れてくる大番頭であるため、このような本陣と下宿の用意が必要になるのである。

天満屋弥左衛門は江戸飛脚を営む商人として名前が知られている¹⁹⁾。また、岩城氏によると、天満屋は明和七（一七七〇）年八月には加番三人の用場を勤めていた²⁰⁾。つまり、天満屋弥左衛門は大坂の大番頭や加番などの間に入り関係を持つような存在であり、大坂における有力商人であると考えられよう。与力・同心の宿を調達する山田屋六右衛門の場合と同様に、天満屋弥左衛門は大番頭の用場を勤めることと表裏の関係で、彼らの家臣の下宿調達を担ったのである。宿割役人とともに大番衆の宿を調達するのは宿割支配町（町代）であったが、大番頭の家臣の下宿の調達に当たるのは大番頭と出入り関係を持つ有力商人であった。

また、天満屋が先乗り役人に「御供」して、下宿割を補助していることから、先乗り役人（「御先用様」）は宿割役人と同様の役割を持った存在であると考えられる。武蔵金沢藩米倉家が大阪城の青屋口加番を命じられた際の宿割りを記録した史料の表紙には「文久三癸亥年七月 御旅館町所名前留帳 御先用 荻原唯右衛門扣」とある²¹⁾。荻原唯右衛門は武蔵金沢藩米倉家の上級藩士である。ここから、史料6の宿割役人の先乗り役人（「御先用様」）はその年の大番頭を勤める者の家臣であるこ

とが分かる。

史料6の内容に戻り、天満屋弥左衛門が今回の出願に至った経緯を確認しよう。昨年（天保八年）八月、下宿を勤めてきた町々の町人たちは一同難渋の旨を申し立て、下宿を断った。そのため、先乗り役人から西町奉行へ連絡をした上で、上本町三丁目の町代とも引き合いに及んだが、交代の時期が間近となり、切羽詰まったため、これまで通りに勤めることになったという経過があった。そのため、天満屋は今年（天保九年）八月の宿も右のようなことになっては困ると考えて、今年春から、本陣が置かれる上本町三丁目の会所へ度々掛け合いにおよび、五月には廻文を廻して各町と相談に及んだが、埒が明かなかった。そのため、上本町三丁目の年寄大坂屋伊兵衛方へ度々出向き、話しあったが、本陣町ほか一三町の年寄が連印した書付をもって天満屋に下宿を勤めることを断ってきたのである。それを受けて天満屋は、自分ではどうしようもないので、藩役人の方でこれらの町々に下宿を勤めるよう取り計らってほしいと願っているのである。

ここで注目されるのは、大番頭の本陣町となるのが上本町三丁目だということである。次に紹介する史料7から、本陣は上本町三丁目にある天満屋弥左衛門の掛屋敷であることが分かる。天満屋が所持している掛屋敷が本陣になっていることは、彼が用場を勤めていることと不可分の関係にある。これは大番頭と大坂の有力商人との関係を考える上で非常に興味深い点である。さらにもう一点、宿割役人が西町奉行所へ報告し、そのうえで、上本町三丁目の町代に引き合いに及んでいるので、本陣町の町代が下宿の手配において実務的な役割を果たしたことが推測できる。

次に、大番頭の家臣の下宿を勤めてきた町々の主張を見ていきたい。次の史料は、天満屋が願書を出した直後の天保九年七月二八日に、上本町三丁目とその近辺の一町から出されたものである。宛先が書かれていないが、史料の内容から、史料6と同じ、松平但馬守の家臣楢原と武田であろう。

【史料7】²²⁾

乍恐口上

上本町三丁目	同所四丁目北半
同所 二丁目	上堺町
鈴木町	南谷町
坂田町	龍蔵寺町
桜町	山家屋町
紀伊国丁	越中丁三丁目

年寄

一、①御当地御在番之兩大御番頭様方、例年八月御交代之節御城入迄の間、右御用達錦町一丁目天満屋弥左衛門所持上本町三丁目ニ有之抱屋敷ニ而、御本陣相勤候

ニ付而は、私共丁々は最寄之儀ニ付、弥左衛門方之相對を以御家中向御下宿引請来候処、当年之儀も同人方及相對候得共、丁々難渋申立御下宿相断御差支相成候由、大御番頭様方被仰付之筋御座候趣を以、昨廿七日私共之内被召出、格別厚御利解被仰渡候次第、夫々町人共え申聞一同奉恐承候、②然ル処右御下宿相断候輩、当年差掛り申出候儀ニは無御座、近年諸品高直ニ相成、別而困窮仕候上、近年上町大火節類焼逢候町々有之、右焼跡未家作等ニも不取掛候分も有之、其外商売向ニ寄乍纒之間も御下宿引請候而は、渡世差支候町人共は右を相遁度心□を以、居宅普請等仕候節間取手狭□縮候様成行候ニ付、追々御宿可相勤程之家並無数ニ相成、難渋弥増候ニ付取調候処、右最寄之内木綿丁・仁右衛門丁・檀木丁・上清水丁等ハ御本陣手近之丁柄ニ而、先年は私共丁々同様御下宿引請来候趣ニ候処、近来如何之訳合ニ御座候哉、右体弁理宜丁々を相除、私共町々之内ニは御本陣方手遠之場所茂有之、殊ニ前ニ茂申上候通、眼前之□□も御座候処、其儀乍相弁、毎年私共町々而已え御宿之儀、弥左衛門より為引請候ニ付、猶更難渋残念難止候間、右町々は勿論、其外最宿々相応之町柄も御座候ニ付、右之分えも御宿引請之儀弥左衛門方及相對、夫々隔年ニ御宿引請候様仕度旨、町人共一同申募候段無余儀相聞、於私も同意ニ奉存候□付、何れとも片落無之様取扱之儀、三・四ヶ年以前より弥左衛門え掛合罷在候得共、度毎等閑ニ承流シ頓着不仕候ニ付、町人共一同猶々難渋差募り候ニ付、去秋も御下宿之儀申出候ニ付、弥左衛門え引合中御交代差掛り候ニ付、自然御差支ニ相成候而は恐入候儀と心配仕、町人共え精々申論、去年之儀は御差支無之様、御下宿之儀私共丁々江引請候儀ニ而、其後茂引続キ前同様取扱之儀、弥左衛門江精々掛合候得共、不実意ニ承流シ候ニ付、当秋御交代差掛り候而は如何と存量、猶又改而私共連印之書付を以御宿断之儀、当秋七月差入ニ申遣置候得共、前同様其俣ニ打過、実意之取扱呉不申候内追々時日相移り、終ニ此度之仕儀ニ相成、右ニ付私共異存を生し、無謂難渋申立張候儀ニ而は曾而無御座候得共、格別厚御利解之趣一同承伏仕候ニ付、当年之儀は弥左衛門之仕向ニ不拘、御奉公筋と相心得、私共丁々申合、御下宿御差支無之様引請可申候間、此段御聞置之儀奉願候、③右ニ付而は、来亥年方は前々奉申上候通、御下宿之儀最寄町々平等ニ割合、隔年ニ相勤候様相成候得は、往々迄も御差支無之様引請□□自然弥左衛門手元ニ而其儀難相成子細□御座候ハ、控御本陣南本町二丁目升屋宗右衛門居宅ニおゐて毎年御一頭様御本陣相勤、御下宿之儀も右町最寄ニ而引請候積、弥左衛門方其筋え相願候様、同人え被仰論被下度旨、町人一同奉願候、勿論右之趣此上共私共方弥左衛門え及掛合候心得ニ御座候得共、前書之仕儀ニ而所

詮頓着仕間敷と奉存候ニ付、不顧恐多嘆願仕候儀ニ御座候、御聞届被成下候ハ、御仁恵之程一同難有仕合奉存候、以上

但、本文ニ奉申上候控御本陣之儀は、去ル丑年右方ニ而御本陣相勤候儀御座候ニ付、旁右之通奉申上候儀ニ御座候、以上

天保九戌年七月廿八日 右町々年寄共 連印

史料の内容について簡単に紹介しよう。

- ①まず、今回の願書を提出した経緯が書かれている。例年八月に交代する両大番頭の本陣が御用達である錦町一丁目の天満屋弥左衛門の所持している上本町三丁目の抱屋敷であるため、その最寄の町々はこれまで天満屋からの依頼を受けて大番頭の家臣の下宿を勤めてきた。しかし、今年は下宿町々が断ったため、(宿割役人から)呼び出され、説得を受けた。
- ②次に、これに対する一二町の者たちの主張が述べられている。近年困窮しているうえに、大塩の乱による類焼で宿を勤めることが困難だとした上で、主に次の二点を大きな問題として指摘している。一つは、本陣町である上本町三丁目の近辺の諸町のうち、木綿町・仁右衛門町・檀木町・上清水町等は、以前には下宿を引き受けていたが、近年どう理由からか除外され、より離れた町も含む自分たち一二町のみ集中するようになった点であり、これは不平等かつ過重な負担であると主張する。もう一つは、以前から大番頭の家臣の下宿を勤めるのに相応しい町を加えて、不平等がないように取り計らってくれるよう天満屋に対して掛け合ってきたが、それを聞き流し、頓着しない天満屋の態度である。
- ③その上で、一二町は、今年については(藩の宿割役人の説得を了承して)これまで通りに下宿を引き受けるが、次年度以降については、以下のようにしてほしいと願った。天保一〇年からは、下宿については本陣町の最寄の町々が平等に割り合い、隔年で勤めること。これは一二町が従来から天満屋に対して掛け合っていたのと同内容である。天満屋の方でそれが実現できなければ、控本陣である南本町二丁目の升屋宗右衛門の居宅において、毎年、大番頭一人の本陣を勤め、その家臣の下宿も右の最寄の町々が引き受けるように、天満屋からそれらの町々に依頼するよう大番頭から指示してほしい、と願う。これは今回の出願に当たって新たに追加された内容である。前者が、負担町域の拡大と隔年勤めによる負担減であるとすれば、後者は本陣を二カ所にする事で負担軽減を求めたものである。そして、但し書では、本文で触れた控本陣が文政一二(一八二九)年に実際に本陣を勤めたことがあると言い添えている。

る。

この年の大番頭の本陣は、先に着坂する大番頭は上本町三丁目にある天満屋の掛屋敷に宿泊すること、次に着坂する大番頭は従来から控本陣として確保されていた南本町二丁目にある紀伊国屋莊三郎の屋敷に泊まることとなった²³⁾。控本陣として確保された居宅は升屋宗右衛門ではなく、紀伊国屋莊三郎となっているが、一二町の町人たちが求めていた後者の方向で結着がはかられたものと思われる。

以下、今回の出願の経緯から次の諸点を指摘しておきたい。まず、東西大番頭の本陣は上本町三丁目にある天満屋弥左衛門の掛屋敷であるが、控本陣として南本町二丁目にある升屋宗右衛門の居宅が用意されていた点である。上本町三丁目は南組に属し、その上本町筋の北には大坂城がある。一方、同じ南組に属する南本町二丁目は船場地域南部の南本町通に沿った両側町である。表1で示したように両大番頭の着坂時期は前後にずれていたため、天満屋の掛屋敷で前後の順番で両方の本陣を勤めたのであろう。一方、控本陣は本陣に何かあった場合や大番頭が予定通りに到着できない場合に備えて用意されていたものと考えられる。実際に、これまで南本町二丁目に所在する紀伊国屋莊三郎の屋敷は控本陣として利用されてきた。また、今回の控本陣として町人たちが提示した升屋の居宅は文政一二年に本陣とされたこともあったのである。つまり、本陣は上本町三丁目にある天満屋弥左衛門の掛屋敷に限られるわけではない。岩城氏が紹介された西大番頭近江国小室藩小堀家の明和七(一七七〇)年の事例では、本陣は内淡路町一丁目の近江屋仁右衛門家であった²⁴⁾。時期によって、大番頭の本陣の場所は変化することもあったのである。

先述したように、天満屋は、毎年大番頭が変わっても、大番頭の御用場という地位・立場は継続していた。さらに、天満屋が町人たちから「御用達」と呼ばれていることと合わせて考えると、天満屋は飛脚屋である一方、在坂の武士集団と多様な関係を持つ御用商人であることが分かる。大番頭の本陣と家臣の下宿を調達する役割も、そうした関係と表裏であった。そして、大番頭の本陣には、そうした出入り関係を持つ大坂の有力商人の居宅もしくは掛屋敷が供されたのである。

次に注目したいのは、家臣の下宿の調達に際して、本陣町である上本町三丁目とその周辺の一二町が「弥左衛門方之相對を以御家中向御下宿引請」けてきたと述べている点である。つまり、家臣の下宿の勤めは天満屋と一二町の双方による交渉のうで行われてきたのである。このような「相對」の関係であるからこそ、下宿の勤め方について、一二町は天満屋に対しての間何回も掛け合いを行ってきたのである。この点について、もう少し立ち入って考えてみよう。天保期においては、大番衆の

表4 近世中後期の都市大坂における番衆の御用宿のあり様

職分	御用宿の範囲	宿割役人との関係
大番頭 大番頭預けの与力・同心 大番衆（組頭＋大番士）	本陣：主に上町・船場地域の有力商人の家宅か掛屋敷 家中の下宿：本陣町とその周辺の町々 唐物町通りから長堀まで、東横堀から西横堀までの町々 船場36町・上町47町	宿割役人（大番頭の家臣）⇒有力商人 宿割役人（与力）⇒与力・同心の俵禄米や諸色御用に携わる有力商人 宿割役人（大番士）⇒宿割支配町（町代）
加番	本陣：主に上町・船場地域の有力商人の家宅か掛屋敷 家中の下宿：本陣町とその周辺の町々	—

東組と西組の宿は、船場三六町と上町四七町がそれぞれ、組合町の形で勤めていたことは先に述べた。船場三六町は、宝暦七（一七五七）年、城代の許可を得た町奉行の指示により、従来の一九町に加えて一七町が増宿とされたことから始まった。つまり、公儀から命じられて勤めるようになったのであり、いわば義務であった。一方、大番頭の家臣の下宿は、天満屋からの「相対」によって引き受けるもので、本陣町の周辺の町々の同意を得る必要があった。言い換えれば、本陣町の周辺の町々にとっては、天満屋との交渉によるものとして認識しうるものであった。史料7において、一二町が今年の下宿について、「弥左衛門之仕向ニ不拘、御奉公筋と相心得」と言っているのもこのような背景があるからであろう。もちろん、各町の同意が得られれば、毎年の下宿を無事に確保できるが、町人たちの反発があれば、今回のような一二町規模の出願が起こってもおかしくないのである。

最後は、右の内容と関わって、大番頭の家臣の下宿を勤める町々の可変性という点である。大番衆の宿は、船場三六町と上町四七町という形で、固定された町々の中で担われることが特徴である。それに対して、大番頭の家臣の下宿は本陣町の周辺の町々が勤めた。つまり、本陣町が変わることによって、下宿の範囲も変化するのである。ある特定の時期においては、本陣が同一の場所に置かれたために、下宿を勤める町々も固定化されていたが、大番衆の宿に比べて流動的であることは間違いない。また、史料7によると、本陣町である上本町三丁目の周辺でも、下宿を勤めたことのある町がある時期以降は勤めなくなったことがあったが、この点はまさに家臣の下宿を勤める町々の流動性を示しているといえよう。

第三節の最後に、加番とその家臣の宿について簡単に見ておく。関連史料が限られているため、具体像に迫っていくのが難しいが、大番衆の宿に関して紹介した天保一一（一八四〇）年の史料4の願書に対して、南組嶋之内八町（炭屋町・南紺屋町・岩田町・常珍町・南塗師屋町・南竹屋町・鍛冶屋町・目・鱈谷式丁目）の年寄が提出した返答書²⁵⁾が参考になる。嶋之内の町々は番衆の宿への助宿を勤めることは無理であると返答しているが、その理由の一つとして、「其上南郷之儀は、例年御加番様・大御番頭様方御本陣、并御家中方下々之衆御宿、御組与力様御同心様方御宿、上町・舟場ニ而勤来候ニ付、上町・舟場町々不残、右御宿相勤候儀ニ御座候」ことをあげている。ここから、南組の上町と船場地域の

町々は、毎年、加番・大番頭の本陣とその家臣の下宿、大番頭預けの与力・同心の宿を勤めていたことが分かる。また、岩城氏が、明和七年八月の加番四人の本陣について、内久宝寺町の鴻池屋善右衛門、内淡路町一丁目の近江屋仁右衛門、内本町田太郎左衛門町の岡島喜三、和泉町の鴻池屋又右衛門が勤めていたことを指摘している²⁶⁾。北組の内淡路町一丁目以外の三町は南組である。しかし、より注目されるのは、大坂随一の豪商鴻池屋善右衛門に象徴されるように、加番の本陣を勤めた者は、天満屋弥左衛門などよりさらに有力な商人であった可能性もある。いうまでもなく、加番の家臣の下宿はおそらくその本陣町とその周辺の町々が勤めたのであろう。

おわりに

以上、個別事例を通じて、毎年八月に交代する大番（大番頭とその家臣、大番衆、大番頭預けの与力・同心）と加番（とその家臣）が城入りをする前の御用宿の範囲と担い手・それを調達する存在のあり様について見てきた。最後に、その結果を表4に即してまとめたうえで、それぞれの特質について、不十分ながら、筆者の考えを示してみたい。

毎年八月に交代する番衆の御用宿を勤めるのは北組と南組に属している船場と上町地域の町々である。これは、おそらく大坂城との地理的な位置が大きな理由であると考える。ただし、これらの地域の中では番方ごとに、さらに範囲が分けられている。

(1) 大番頭・加番の本陣は彼らと出入り関係を持つ大坂の有力商人が持っている家宅や掛屋敷に置かれた。そして、その家臣の下宿は本陣町とその周辺の町々が勤める。本陣町は時期によって変わることもあり、その際には、下宿を勤める町々も変わったと考えられる。全体の動向を見ると、本陣町と下宿を勤める町々は固定化する傾向があるものの、本質的には固定しえないものであったといえよう。

(2) 一方、大番衆と大番頭預けの与力・同心の宿は固定的な範囲に含まれる町々が勤めた。近世中期からの大番衆東組と西組の宿は、船場三六町と上町四七町が組合町として勤めていた。それぞれの組合町には宿割支配町三町が存在し、各町の町代が支配役を担った。また、同時期の大番頭預けの与力・同心の宿は、唐物町通りから

長堀まで、東横堀から西横堀までの長方形の範囲内の町々が勤めた。ただし、宿割支配町のような存在は見られず、宿割役人（与力）の下で、彼らの俸禄米や諸色御用を取り扱っている有力商人が宿の調達を行っていた。

(3) 大番頭の家臣の下宿を勤める町々は、本陣を担う有力商人との相対によって勤めることになる。加番の場合もおそらく同じであろう。大番衆の場合は、公儀の命令によって宿負担の町々が確保されるという形態をとったのに対して、大番頭・加番は彼らと出入り関係を持つ有力商人のネットワークによって本陣とその家臣の下宿が確保されるという形態をとった。これは、大番頭・加番は大名あるいは大身の旗本であり、その役職に伴って、大坂の有力商人と容易にネットワークを作ることができるのに対して、大番衆を勤めたのは石高の少ない旗本であり、個別に大坂市中の有力商人とのネットワークを作るとは困難であったためと考えられる。もう一つ重要なのは、大番衆は集団として存立していることである。史料4に「兎角御相組放レ不申様宿打可申」とあったように、組という単位が宿を調達する際にも考慮される必要があったのである。このような大番衆自身の存在形態が大坂における彼らの宿のあり方にも影響を与えたのではなかろうか。

以上、毎年八月に大坂城の守衛に当たる大番と加番の交代に際して、町方において千人をはるかに超える武士集団の宿を提供する負担のあり方を見てきた。幕藩領主が都市と農村を領有・支配する近世社会において、大坂の町人たちがこの負担を拒否することはできなかった。しかし、その過重な負担が不公平な形で強いられることには強い抵抗を示したのである。本稿で見てきたように、一八世紀半ばから一九世紀にかけての大番衆の宿を勤める組合町の形成や大番頭の本陣町とその周辺町々での宿負担の合理化を求める動きもその一例である。

そして、この町人たちの要求は、それぞれの町内で毎年、誰がどのように御用宿を勤めるのかというレベルにおいても共通して見られるものであった。その点は、道修町三丁目に残された史料から、各家持の均等な負担を保証するシステム作りと町会所の利用による負担の軽減（合理化）の動向に見出すことができるが、これについては、稿を改めて検討することにした。

注

1. 大番の交代時期については、寛文一一（一六七一）年に一時的に七月に変わったことがあったが、延宝九（一六八一）年五月から再び八月上旬に戻った。加番は延宝九年以降八月上旬の交代となった。（『新修大阪市史 史料編第六巻』解説、七頁）。
2. 『大阪市史第三巻』四頁。
3. 『大阪市史第一巻』八三四頁～八三五頁。
4. 岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会—大御番頭・大御番衆・加番を中心に—」（大阪教育大学『歴史研究』三九号、二〇〇年、

- のち同著『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年所収）。
5. 前掲注4。
 6. 万石以下の役人を取り締まるため、目付が置かれた。これは一年交代、一年三回交代を経て、寛政五（一七九三）年以降は一年交代となった。規模と性格が大番や加番とは異なることや史料が限られているため、今回の検討対象からは除外した。
 7. たとえば、宝永五（一七〇八）年八月、東大番頭を勤めた松平石見守は一万六〇〇〇石、西大番頭を勤めた小堀備中守は一万二〇〇〇石であった。また、安政三（一八五六）年、摂津国島上郡に所領を持つ大番士の旗本鈴木家の石高は二〇〇石であった（前掲注4）。
 8. 近世の大坂における武士の人数について、藪田貫氏が「武士の町」大坂」（『文学論集』48-2、関西大学文学会、一九九八年、のち同著『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年）の中で言及している。ただし、藪田氏は人数を試算する際に、慶安二（一六四九）年に幕府が定めた軍役を基準にしているが、これが実際の在坂人数を示すかどうか慎重に検討する必要がある。ここでは、来坂する武士の実数を想定するために、実際に市中に泊まっていた人数を基準にした。
 9. 「天保三辰八月大御番衆御宿一件留」（道修町三丁目文書 No328-292-92）。
 10. 「嘉永元戊申八月改之 御番衆御宿順番帳 道修町三丁目」（道修町三丁目文書 No328-292-204）。この帳面は二つの部分からなっている。帳面の前半は大番衆の宿を命じられた宝暦七年以降の様々な定書や取り決めの控えである。その内容は、大番衆の御用宿を勤める三六町が成立して以降の町々の申し合わせと、道修町三丁目の町人たちが相談して作成した町内の勤め方の規定からなっている。後半部分は、町人たちの名前が列挙されている。これは宿を勤める順番を鬮引きした結果を示すもので、この順番で宿を勤めることが予定されていたのである。そして、その名前の上に、当該町人が宿を勤めた大番衆の情報が記載されている。また、町人の名前が変わる度に張り紙がなされている。
 11. 前掲注10。
 12. 道修町三丁目文書 No328-292-8。
 13. 道修町三丁目文書 No328-292-127。
 14. 『大阪市史第四下』、一四一～一四一三頁。
 15. 宿割支配町がどのように大番衆の宿を組合町々に振り分けるのか、その具体的なあり方については、今後の課題とする。
 16. 常陸谷田部細川家文書「本陣並下宿一件文通天満屋下文通留」（『新修大阪市史 第六巻史料編』、五八七～五八八頁）。常陸谷田部細川家文書は谷田部藩藩主細川家に伝えられた文書群であり、その写真版は現在、茨城県立歴史館に所蔵されている。天保年間、その当主が大坂の大番頭を勤めた際に残された勤役関係文書の部分の翻刻は『新修大阪市史 第六巻史料編』（六〇頁、五八七～六〇九頁）に収録されている。
 17. 前掲注16（五九六～五九七頁）。
 18. 御用場は札場ともよばれ、大坂城内の小屋から城外へ出る場合は、追手門などで出札を渡され、再び城入りする時には、それを見せることで門の通行が許された。大番頭・加番は家ごとに、追手門付近に札場町人を置き、家中の出入りを管理していた。
 19. 『校本難波丸綱目』の延享板には「江戸飛脚 錦町一丁目天満屋弥左衛門」（一七五頁）、安永板には「江戸飛脚 大手筋天満屋弥左衛門」（五二三頁）とあり、天満屋の名前がみえる（中尾松泉堂書店、一九七七年）。
 20. 前掲注4。
 21. 萩原家文書「御旅館町所名前留帳」（『新修大阪市史 第六巻史料編』五九〇～五九二頁）。
 22. 前掲注16（五九七～五九九頁）。
 23. 「（前略）依之当秋之処は、御先登様御本陣上本町三丁目私抱屋

敷ニ而相勤申候，且亦御跡登様御本陣・御下宿共例年八月御登御道中御支ニ而，当地御着御落合相成候節扣為御本陣，兼而頼入置候南本町式丁目紀伊国屋莊三郎方ニ而相勤申候由申候（後略）」（「天満屋弥左衛門方差出候書面之写 御覽後直ニ御留置可被下候」前掲 16，六〇九頁）。

24. 前掲注 4。

25. 『大阪市史第四下』，一四一三～一四一五頁。

26. 前掲注 4。

The Goyō yado and the City of Early Modern Osaka: With a Central Focus on Ōban-gashira and Ōbanshu

Weihua WU

This article examines the use of *goyō yado* (official lodgings) to house the incoming *banshū* (the garrison of Osaka Castle), which was switched annually in the eighth month.

Every eight months in early modern Osaka, the divisions of the *banshū* garrison charged with the protection of Osaka Castle (*ōban and kaban*) would arrive in sequence from Edo. In order to ensure a smooth changing of the guard, the incoming garrison, which had no purpose-built quarters of its own in the city, had to stay in the homes of *chōnin* (townspeople) for several days until they could move into the castle. The duty of putting up the garrison was borne by *chō* neighborhood units in the Senba and Uemachi areas of Osaka's north and south wards. A shogunal official called *yadowari yakunin* would arrive in Osaka before the changing of the guard in the eighth month to do the work of assigning civilian quarters to garrison units (*yadowari*), and deciding which neighbourhood would host which units. The leaders of the *ōban* (*ōban-gashira*) and *kaban* would stay in the homes or other properties of powerful merchant families with whom they had an existing relationship. The *chō* in which the leaders' lodgings were located were designated "headquarters" neighborhoods (*honjinchō*), and their personal retainers and servants would be quartered there or in surrounding neighborhoods. From the mid-Tokugawa period on, the remaining *ōban* officers (*ōbanshū*), each with their own retainers, were divided into east and west groups. Their lodgings were provided by a group of thirty-six neighborhoods in Senba and forty-seven in Uemachi (collectively known as the *kumiaichō*). That is, the responsibility for quartering these samurai was borne by neighborhoods within a fixed area.

We can surmise that the way lodgings were distributed had to do with the composition and various roles within the garrison, as well as differences in connections with the Osaka townsmen. The *ōban* and *kaban* leaders were *daimyō* or high-ranking bannermen (*hatamoto*), and, given their position, could easily form working relationships with powerful Osaka merchants. It is likely, therefore, that they leveraged such connections to secure lodgings for themselves and their men. In contrast, those who served as *ōbanshū* were lower-ranking bannermen who could not easily make such relationships. Furthermore, the *ōbanshū* arrived and moved together as a group, which had to be taken into consideration when organizing their lodgings. For this reason, it became necessary to secure quarters for these men through official shogunal orders.

Keywords : Early modern Ōsaka, *Goyō yado*, *Ōban-gashira*, *Ōbanshu*, powerful merchant